

令和4年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年3月13日（月）午後1時37分 から 午後3時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		24番	坂入	進

4、欠席委員 23番 瀬端 洋

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 62 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 63 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 64 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 65 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 67 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について
- 議案第 68 号 筑西市農業委員会の管理する個人情報保護に関する規程の一部改正について

4、報告

- 報告第 56 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 57 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 58 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 59 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 60 号 筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整グループ主任	信田 啓太

7、会議の概要

議 長

只今より、令和4年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、23番 瀬端委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番 寺内委員と6番 岩淵委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案62号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号13番と16番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号13番と16番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時39分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

それでは、信田主任よりご説明を申し上げます。

議案第62号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：13番、権利：所有権移転有償、所在：鷺島字清水、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：2,083㎡、外3筆、合計4筆、合計面積6,760㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：109,002㎡、受人：867,491㎡、受人の労力総数及び稼働数、1、1。

16番、所有権移転有償、向上野字八竜神下、田、田、961㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,970㎡、水戸市上国井町、筑西市赤浜、109,002㎡、867,491㎡、1、1。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号13番と16番について、調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄
委 員

5番、寺内が報告します。

去る2月28日、筑西市役所明野支所において、書類の確認を行いました。13

番、16番ですが、共に渡人は農林振興公社、受人については同一人であります。どちらも以前から受人が耕作していた農地であり、今回、公社を通じての売買ということになったとのことであります。それぞれ所有者であった人たちがもう耕作できないということで、以前から耕作していた受人に買ってほしいということで申し入れがあったそうです。以上、許可相当かと思われませんが、皆さんの更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第62号、受付番号13番と16番を採決いたします。
議案第62号、受付番号13番と16番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第62号、受付番号13番と16番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後1時43分 解除

つづいて、受付番号4番から12番、及び14番から15番、並びに17番から26番について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは同じく、信田主任よりご説明申し上げます。

信田主任 番号1番、2番、3番は保留となります。

4番、権利：所有権移転有償、稲野辺字本郷、田、田、3,249㎡、下妻市大園木、筑西市川澄、0㎡、333,505㎡、3、3。

5番、所有権移転無償、大林字九田、田、田、2,891㎡、筑西市大林、筑西市大林、2,891㎡、11,869㎡、1、1。

6番、所有権移転無償、舟生字下宿、畑、畑、1,541㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,214㎡、結城郡八千代町大字瀬戸井、結城郡八千代町大字瀬戸井、2,214㎡、38,466㎡、4、2。

7番、所有権移転有償、細田字芝崎、田、田、489㎡、筑西市下野殿、筑西市谷永島、12,431㎡、18,622㎡、3、3。

8番、所有権移転有償、桑山字拾参番耕地、畑、畑、1,952 m²、筑西市下野殿、筑西市蓬田、12,431 m²、23,224 m²、4、4。

9番、所有権移転有償、谷永島字新田浦、田、田、463 m²、外1筆、合計2筆、合計面積980 m²、筑西市下野殿、筑西市蓬田、12,431 m²、4,906 m²、1、1。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転有償、谷永島字新田浦、畑、畑、398 m²、筑西市下野殿、筑西市小栗、12,431 m²、9,245 m²、1、1。

11番、所有権移転有償、伊讚美字中原、田、田、991 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,982 m²、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、109,002 m²、43,913.91 m²、2、1。

12番、所有権移転有償、井上字道海、田、田、965 m²、外2筆、合計3筆、合計面積3,006 m²、水戸市上国井町、筑西市辻、109,002 m²、427,270 m²、2、1。

14番、所有権移転有償、下江連字西浦、田、田、2,430 m²、外1筆、合計2筆、合計面積4,685 m²、水戸市上国井町、筑西市下江連、109,002 m²、125,376 m²、2、1。

15番、所有権移転有償、村田字柳町、田、田、2,505 m²、水戸市上国井町、筑西市村田、109,002 m²、114,394 m²、1、1。

17番、所有権移転有償、奥田字奥田、田、田、5,942 m²、外5筆、合計6筆、合計面積14,617 m²、水戸市上国井町、筑西市奥田、109,002 m²、108,056 m²、1、1。

次のページをお願いします。

18番、所有権移転無償、細田字地藏越、畑、畑、88 m²、埼玉県上尾市緑丘五丁目、桜川市真壁町大塚新田、88 m²、23,882 m²、2、2。

19番、所有権移転有償、関本上字天神下、畑、畑、889 m²、筑西市関本上、筑西市関本上、5,475 m²、6,037 m²、2、2。

20番、所有権移転有償、井上字二本木、畑、畑、705 m²、筑西市旭ヶ丘、筑西市井上、2,603 m²、6,943 m²、1、1。

21番、所有権移転無償、小栗字下町西、畑、畑、1,480 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、15,906 m²、8,392 m²、2、1。

22番、所有権移転有償、知行字下郷谷前、畑、畑、170 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,134 m²、筑西市下郷谷、筑西市下郷谷、4,522 m²、28,806 m²、3、2。

23番、所有権移転有償、奥田字奥田、畑、畑、279 m²、外1筆、神奈川県横須賀市長瀬1丁目、筑西市奥田、279 m²、108,056 m²、3、3。

24番、所有権移転有償、内淀字野良中、畑、畑、824 m²、外1筆、合計2筆、合計面積923 m²、筑西市みどり町一丁目、筑西市内淀、11,199 m²、57,185 m²、1、1。

25番、所有権移転無償、海老ヶ島字台、山林、畑、2,783 m²、新潟県長岡市関原南1丁目、筑西市海老ヶ島、45,922.24 m²、45,922.24 m²、1、1。

26番、所有権移転無償、野殿字中道、畑、畑、3.46 m²、筑西市野殿、筑西市野殿、4,894 m²、37,932 m²、3、3。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

飯泉孝
委員

4番、飯泉です。

4番と14番を報告いたします。先月27日に書類審査を行い、後日、電話での聞き取りをしました。まず4番ですが、この渡人は、弁護士であり相続財産管理人ということでもあります。この田んぼの元の持主という方が、建築業を行っていたんですけども、若くして亡くなりまして、この亡くなった方の借金というのがございました。そのため残された身内の方が相続を放棄したということがございます。受人の方は、以前よりこの田を耕作しておりまして、この話があり、買うことに決めたとのことでした。また14番ですが、受人は、この田畑が家の近くにあり、条件が良いということもありまして、規模拡大を図るための売買となっております。渡人が農林振興公社ということで問題ないかと思えます。皆様の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

5番をお願いします。

寺内美雄
委員

5番、寺内が報告をいたします。

先月の28日に書類の確認を行い、後日、電話で確認をいたしました。私の方で、5番、15番、24番、25番の4件について報告いたします。まず申請番号5番ですが、渡人と受人は、実の兄弟であります。渡人が30年位前になりますかね、新宅をしたんですけども、その時に今回受人になっていますけれども実家の兄の方から田んぼを譲り受けたということでもあります。ところが、もう年齢も年齢ですので、この先いづれにしても耕作はできないということと、また後継者もやらないということで、もう一度、受人であります兄の方にもらってくれないかということで相談をして、今回、兄の方でもらい受けるということになったそうでございます。次に2つ目、15番ですけども、渡人は振興公社であります。それから受人については、新進の地区内の農業法人ということで、この代表者は現在、農地利用最適化推進委員をされております。最近になって規模拡大を段々と図ってきているということで、元々以前から耕作をしていた田んぼなんですけども、元の所有者から買って欲しくないかということで相談をもちかけられて、今回、振興公社を通じての売買ということに至ったそうでございます。続きまして24番ですが、渡人が3名おります。これは、母親と子供たち2人です。受人の方については、地区の担い手農家ということでもありますけれども、渡人がですね、旦那さんを数年前に亡くしまして、以前から子供たちは外に出ていたんですけども、旦那さんも亡くなったということで、この母親の方も家を出たそうであります。現在、その家の方には誰もいなくて、以前から耕作をしている受人に買って欲しくないかということで相談をもちかけて、売買になったということでもあります。それから25番ですけども、この案件はですね、以前から5条の申請で、集合住宅で保留になっていた案件に付随するものなのですが、渡人は子供、

受人は父親です。この受人が集合住宅を造るについての条件である防火水槽のための土地を確保しなくてはならないということで、この畑の隣接部分に防火水槽を造ることから、遠方にいる渡人には、この申請地の畑を管理していくことが難しいということで、受人が贈与、もらい受け、農地の管理を行っていくことになり申請がされた次第であります。いずれも許可相当かと思えますけれども皆さんの更なるご審議をお願いいたしたいと思えます。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

去る 2 月 27 日に、関城地区の委員全員で書類審査を行い、後日、電話連絡で確認をいたしました。祖父と孫の贈与ということで、問題はないと思えます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

16 番、蓮沼が報告いたします。

7 番、8 番、9 番、10 番、18 番、22 番、計 6 件を報告します。まず渡人が同じである 7 番、8 番、9 番、10 番の 4 件を先に説明させていただきます。この渡人は私の地元なんですけど、両親が亡くなったために所有権を得たということで、遠方であるため土地を全部処分したいということです。元々、父と知り合の方が 8 番の受人なんですけど、この 8 番の受人の方が 10 番の受人の方と相談をいたしまして、誰にこの土地を受けてもらうかということ相談したことが、今回の経緯です。まず 7 番の田んぼですけど、これは隣接地の方に買ってもらうということで、成立したそうです。次に 8 番、9 番、10 番ですが、こちらは、自分が得意とするような所をそれぞれ買ったというようなかたちです。先程言いましたように、8 番の受人の方はある程度大きく農家をやっている方で、申請地は陸田です。その下の 9 番の受人は、8 番の受人の兄弟の方らしいのですけれど、玉葱などを作るということです。一番小さい 10 番の土地の受人は、この方も玉葱や椎茸をやっている方なんですけれども、それぞれが買おうということで、今回の申請になったようです。渡人は、この他にも土地があるようですが、今後、少しずつ中間管理機構と相談をしながら、相手を見つけ、売りたいという話を聞きました。7 番の土地だけは 8 番の受人の方が耕作をしていたのできれいなのですが、他は、いずれもここ数年、約 3 年位前から耕作がされていなくて、耕作放棄地に近い状態で、かなり地元でも危惧していた所なんですけれども、一部機械を入れてかなりきれいになった所がありますので、許可相当かと思われます。次に 18 番ですが、渡人は埼玉県に住んでいますが、これも相続によって得た土地です。以前に受人と渡人の親との約束で、この土地は鉤の手になってお互いに作りづらいということで、受人が作りやすいようにということで、一直線の境界線を引いて約 30 年位ですか、耕作していた土地なんです。今回、この渡人も茨城の土地を全部処分したいということで、受人と現況に合わせ

て僅かな面積ですけど元の鉤の手であった一部、渡人の土地を買うというかたちで成立したようです。非農地証明でもこの渡人の方は、もう一度出てきます。次に 22 番ですが、渡人は商売をしていて農家はまったくやっていない状態で、30 年程前から受人が耕作していた土地のようです。今回、無償でもいいからもらってもらえないかということで申し入れたそうですけど、最終的には有償というかたちで契約が成立したそうです。いずれも許可相当かと思われます。皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 11 番をお願いします。

坂入進 24 番、坂入です。

委 員 3 条の 11 番を報告します。2 月 27 日に書類審査を行いまして、後日、電話によりまして、確認をいたしました。受人は規模拡大のための購入、また渡人は農林振興公社でありまして、特に問題はないと思われまます。更なる皆様方のご審議の程をお願いいたします。

議 長 12 番をお願いします。

齊藤一弥 13 番、齊藤です。

委 員 12 番と 20 番を報告します。2 月 27 日に関城支所におきまして書類審査、そしてその後、電話等で確認いたしました。12 番ですが、受人と本日、直接会う機会がありましたのでお話を聞きましたところ、ここの所在の農地なんですけど、土地改良を計画されており持ち主がもう廃業するというので、振興公社の方に依頼をして受人に連絡があったそうです。受人は、この規模を見ていただいてもお分かりのように大規模農家ですので、許可相当と思われます。続いて 20 番ですが、電話でお聞きしましたところ、以前からこの受人がお借りしてサツマを作っていたそうです。この土地は、受人のすぐ南側に隣接しておりますので、その周りもこの受人がサツマなどを作っているようです。この受人の方から土地を譲っていただけないかとお話があり快く引き受けたそうです。2 件共に許可相当と思慮されますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 17 番をお願いします。

秋山員宏 10 番、秋山が報告します。

委 員 17 番、21 番、23 番の 3 件について報告いたします。まず 17 番なのですが、17 番の土地は、受人が 40 数年前から耕作をしていた土地だそうで、今回、振興公社を通しての売買となったそうです。書類に不備もなく許可相当かと思われます。続きまして 21 番ですが、受人、渡人双方に電話で確認をいたしましたところ、50 年程前に農地の売買をしたそうです。現在は、受人が耕作をしていたんですが、耕作自体が困難になってきたらしく、倅さんに所有権を移そうかというような話になったところ、今回申請のあった土地の所有権移転が漏れていた

ということが分かりまして、渡人と話をしましたところ、その当時の売買の書類を双方が持っていたということで、今回、所有権移転無償での申請になったとのこと。こちらも許可相当かと思われます。続きまして23番ですけれども、こちらの案件は、先程17番の案件と同じでして、渡人は相続で土地と母屋、宅地を相続したわけですが、もうこちらに帰ってくる予定はないということで、農地は振興公社を通しての売買となったのですが、宅地に隣接してる畑が漏れてしまっていて、その部分の申請になったそうです。書類に不備もなく許可相当かと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 19番をお願いします。

栗島菊雄 18番、栗島です。
委 員 譲渡人は、この土地の耕作管理をできないということで、隣接している受人に人を介して所有権移転の話があり、その話がまとまり今回の申請になりました。申請に間違いのないことをご報告申し上げます。以上です。

議 長 26番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。
委 員 26番について報告いたします。2月27日に書類審査を行い、後日、受人渡人に電話にて確認をいたしました。申請地は、受人の家族が所有する畑の隣接地であり、農業経営規模拡大のため、申請となりました。書類に問題はなく許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
 ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
 議案第62号、受付番号4番から12番、及び14番から15番、並びに17番から26番を採決いたします。
 議案第62号、受付番号4番から12番、及び14番から15番、並びに17番から26番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第62号、受付番号4番から12番、及び14番から15番、並びに17番から26番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

それでは同じく、信田主任よりご説明を申し上げます。

議案第 63 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 5 年 3 月 13 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：犬塚字宅地前、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：407 m²、申請人：筑西市犬塚、転用事由：自己住宅。

申請地は、飛行場通りの西側約 333m、筑西市立関城中学校の北側 299m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、実家にて妻と生活しております。実家では手狭になってきたことと資金計画の目途がたつたため自己所有の住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎です。

去る 2 月 27 日に書類審査及び現地調査を行いました。電話で確認しましたところ、間違いないということですので、許可相当と思われます。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 63 号を採決いたします。

議案第 63 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 63 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

事務局長
板橋主任

議案について、事務局より説明願います。

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第 64 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 3 月 13 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：使用貸借権、所在：海老ヶ島字台、登記簿地目：山林、現況地目：畑、面積：495 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,713 m²、譲渡人又は貸主：筑西市海老ヶ島外 2 名、譲受人又は借主：筑西市海老ヶ島、転用事由：集合住宅。

申請地は、市立明野中学校の北側約 550m、県道つくば真岡線沿いに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は市内で不動産賃貸業を営んでおり、事業を行うにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

2 番、賃貸借権、舟生字下木有戸、山林、畑、5,959 m²の内 1,250 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 10,057 m²の内 2,500 m²、牛久市上柏田、東京都足立区西新井、一時転用、資材置場、許可日より令和 7 年 3 月 20 日まで。

申請地は、県道筑西三和線の東側約 400m、県道明野間々田線の北側約 1.3 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市外に本店を置き土木工事業を行う法人です。申請地に隣接する土地において変電所の設置工事を行う計画があり、そのための資材置場を確保すべく申請するものです。

3 番、賃貸借権、築地字東浦、畑、畑、999 m²、筑西市築地、筑西市築地、農業用倉庫。

申請地は、市立鳥羽小学校の北東側約 390m、県道明野間々田線の南側約 170 m に位置する、農用地区域内農地です。筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更がなされております。申請者は、地域において大規模農業経営を行う法人で、事業拡大に伴い農機具等の保管場所が不足したことから、これを確保すべく申請するものです。

4 番、所有権移転有償、関本中字前原、畑、雑種地、793 m²、筑西市藤ヶ谷、神奈川県平塚市夕陽ヶ丘、砂利選別場。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 140m、市立関城西小学校の南西側約 1.8 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、市外に本店を置き砂利の採取事業を行う法人です。事業を行うにあたり砂利採取場を求めましたが、事業の性質上市街化区域での設置が困難であり、市街化区域以外に候補地を求めたところ申請地が適地と判断し申請するものです。

5 番、所有権移転有償、舟生字上木有戸、畑、畑、1,903 m²、筑西市舟生、筑西市布川、車両置場。

申請地は、筑西市関城支所の北側約 2 km、県道筑西三和線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、近くで中古自動車販売業を営んでおりますが、今般の中古車需要の増大に伴

い事業を拡張したところ自動車置場が不足したことからこれを新たに確保すべく申請するものです。

6番、使用貸借権、玉戸字山ヶ島、畑、畑、900 m²の内 468 m²、筑西市下中山、つくば市並木、駐車場。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の南側約 980m、県道筑西三和線の北側約 1.3 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は医師で、近く申請地付近で診療所を開設する予定ですが、従業員用の駐車場が不足する見込みであることからこれを確保すべく申請するものです。

7番、所有権移転有償、折本字北板堂、畑、畑、198 m²、筑西市折本、筑西市折本、資材置場。

申請地は、真岡鉄道ひぐち駅南西側約 150m、国道 294 号線の東側約 100m に位置する、300m以内に鉄道の駅のある第 3 種農地です。申請者は、申請地に隣接する土地で製造業を営む法人で、事業拡大に伴い新たな資材置場の確保が必要になったことから申請するものです。

8番、賃貸借権、内淀字塔之内、畑、畑、1,050 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,912 m²、筑西市内淀、外 1 名、石岡市半ノ木、駐車場。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 560m、県道つくば真岡線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市外に本店を置き運送業を営む法人です。現在申請地に隣接する工場から業務を請け負っており、駐車場の拡張が必要となったことからこれを確保すべく申請するものです。

9番、使用貸借権、犬塚字宅地前、畑、宅地、426 m²、筑西市犬塚、筑西市犬塚、農家住宅。

申請地は、筑西市関城支所の東側約 1.4 k m、県道明野間々田線の北側約 500 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在申請地に隣接土地に住居を構え生活しておりますが、今般申請地を農地法の許可を得ず使用していることが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

10番、11番は実質的に同一事業ですので併せてご説明いたします。

10番、使用貸借権、関本上字三道、畑、宅地、83 m²、筑西市関本上、筑西市茂田、自己住宅。

11番、所有権移転有償、関本上字三道、畑、畑、391 m²、筑西市関本上、筑西市茂田、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の東側約 40m、国道 50 号線の南側約 2.6 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。なお番号 10 番の土地についてはすでに宅地の一部として使用していることが判明したため始末書が添付されております。

12番、所有権移転無償、西方字大海道西、畑、畑、310 m²、筑西市西方、筑西

市市野辺、自己住宅。

申請地は、市立太田小学校の南東側約 330m、関東鉄道常総線大田郷駅の北東側約 230mに位置する、300m以内の鉄道の駅のある第 3 種農地です。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、将来を見越し自己住宅を建築すべく申請するものです。

13 番、使用貸借権、海老ヶ島字台、山林、畑、66 m²、筑西市海老ヶ島外 2 名、筑西市海老ヶ島、防火水槽。

申請地は市立明野中学校の北側約 550m、県道つくば真岡線沿いに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。本申請は番号 1 番の申請と関連しており、番号 1 番の集合住宅を建築するにあたり防火水槽の設置の必要があることが判明したためこれを設置するため申請するものです。

14 番、所有権移転有償、宮後字前畑、畑、畑、721 m²、筑西市宮後、筑西市宮後、車両置場。

申請地は、県道東山田岩瀬線の東側約 60m、県道下妻真壁線の北側約 680mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に近くで自動車整備・中古自動車販売業を営んでおりますが、駐車スペースが不足したことからこれを確保すべく申請するものです。

15 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、田、畑、50 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、作業所敷地。

申請地は県道明野間々田線の北側約 400m、市立関城中学校の東側約 180mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、申請地に隣接する土地でプラスチック加工業を営む法人で、事業拡張に伴い作業スペースが不足したことからこれを確保すべく申請するものです。

16 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、492 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 550 m²、筑西市西保末、筑西市藤ヶ谷、自己住宅。

申請地は、関城体育館の西側約 200m、市立関城中学校の東側約 1 k mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近の実家にて生活しておりますが、手狭になったことから実家近くに自己住宅を建築すべく申請するものです。

17 番、賃貸借権、辻字西原、畑、雑種地、770 m²、筑西市辻、筑西市辻、資材置場。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の西側約 2.1 k m、県道筑西三和線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で石材・土建業を営んでおり、事業の拡大に伴い既存の資材置場では不足したことから新たに確保すべく申請するものです。

18 番、所有権移転有償、船玉字北浦、畑、畑、1,440 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 6,737 m²、筑西市船玉、外 3 名、東京都板橋区東坂下、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城下妻線の北側約 110m、県道舟玉川島停車場線の西側約 250

mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

寺内美雄
委員

5番、寺内が報告します。

先月28日に書類の審査、現地の確認を行いました。後日、電話と面談によって本人確認を行いました。1番と3番、8番、13番、14番、以上5件について報告いたします。まず1番と関連するところで13番ですけども、これは先程、事務局の説明がありましたように、以前から5条の申請がでておりました、ずっと保留になっていた集合住宅を建設するための転用の申請であります。今回、13番の申請にありますように防火水槽が必要だということで、その防火水槽を別な敷地に確保しなければならないということだったので、その場所を確保して、更に分筆をして申請を出したということでもあります。転用の事由としては、集合住宅と防火水槽ということで2件の申請が出ておりました。それぞれ持分の無償貸しということで、奥さんとそれから子供さんが父親に貸し付けるとのことだそうです。それから3番ですが、申請人が昔からの知り合いで、面談に伺いました。渡人は受人の父親でありまして、渡人と書いてありますが、貸人ですね。下の受人のところに書いてありますのは、借主の息子さんであります。元々、親父さんたちが営農集団としてやっていた事業を息子さんたちが農業法人に法人化して新たに出発をしたということでもあります。この申請地はですね、貸主であります父親の畑なのですが、そこに、既にプレハブが建っておりまして、これについては始末書が添付されており、撤去予定ということになったそうです。息子さんと話をしたのですが、父親の代で営農集団で大規模化してきて、それから自分たちの代で法人化して、きちんとやり、そしてそれを自分たちの後継者に繋いでいきたいんだと言っておりました。今回、農業用倉庫を建てたいということで、撤去の申請も出されたものです。続きまして8番ですが、受人の欄に書いてあります借主でありますけれども、石岡市にある運送会社です。この申請地のすぐ隣に内装用の建材を作る工場がありまして、その専属の運送会社だそうです。今回トラックの駐車場などをその工場の近くに作りたいということで探したところ、ちょうど工場の真ん前に本当にすぐ近くに借りられる土地があつて、借りられることになったんだと話しておりました。貸主でありますけれども2名についても確認をいたしました。13番は、1番との関連で防火水槽ということでの申請になります。次に14番ですが、先程、事務局の説明にもありましたように受人が近くで自動車の整備工場を経営しております。今回、車両置場が少なくなったということで、元々この畑ではですね、渡人から借り受けて野菜などを作っていた所であります。その場所を買い受けて車両置場にしたいということでありました。以上5件であります。いずれにしても許可相当かと思われま

が、皆さんの更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14番、宮崎が報告します。

2番、5番、9番、15番、16番を報告します。2月27日に書類審査及び現地調査を行いました。2番は、以前も東京電力で発電所を作るということで、その後は東京電力で工事用の敷地を借りるというようなことで、2度程申請が出ている土地であります。その工事をやる業者が、また資材置場で借りるということでの申請で、渡人、受人共に確認をしましたが問題はありません。次に5番ですが、こちらも以前に出ていましたが、受人は車両置場で2度ほど申請が出ているような業者であります。双方確認しましたが、問題はないということです。続きまして9番ですが、こちらは4条にも出ていました自己住宅を取得するという方ですが、その過程で測量をしたところ、祖父の住宅が農地にかかっているということで、始末書も出ており、渡人受人共に間違いなしのことです。続きまして15番ですが、やはり受人は、以前に工場敷地、駐車場ということで申請が出ていましたが、その土地のすぐ隣であります。渡人の相続人代表者と他の方に電話をかけて確認しました。また受人には、直接会って確認しました。問題はありませんでした。次に16番ですが、自己住宅を取得するというので、渡人、受人に電話で確認をしましたが、問題はありませんでした。以上、書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

4番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

4番と10番、11番を報告いたします。まずは4番なのですが、ここに表記されているように、この土地の相続人が誰もいないということで、相続財産管理人がついているわけですが、以前にもこの農業委員会の総会に一時転用許可ということで出て許可されたのですが、同じ土地です。受人の方がここで暫く砂利選別所として利用したいということで、財産管理人の方から所有権移転の話が出まして、今回の申請になりました。書類にも不備がありませんので、問題ないと思います。10番と11番は、関連していることで、合わせて報告いたします。受人が10番の渡人の倅さんで、アパートに住んでおり、自己住宅を建てたいということで、親である渡人の土地と、それだけは面積が少ないので、すぐ隣にある11番の渡人の土地を所有権移転し取得して、自己住宅を建てたいということです。11番の渡人と10番の渡人は、兄弟ではないのですが近い親戚なんですよね。双方に確認をとりましたら間違いなしということです。以上、申請書に間違いなしのことをご報告申し上げます。

議 長

6番をお願いします。

高島敏男
委員

ナンバー21、高島です。

先月の27日に3班と事務局にて、案件の6番とナンバー12番を確認してまいりました。その後、電話にて確認しました。ナンバー6の方は、900㎡の畑の内500㎡を駐車場にするという申請です。今回は、母からの使用貸借ですが、近く贈与の申請をしたいというようなことを言っていました。ここは、先程説明がありました病院の従業員の駐車場にする予定だそうです。それからナンバー12の方は、祖父から孫への贈与で、自己住宅だそうです。ここの1枚の畑は、かなり大きな1枚だったのですが、それを4分割して、渡人の持主で最後の4分の1を贈与してもらうことになり自己住宅を建てるようです。ですから、ナンバー6もナンバー12も身内とのやり取りです。書類も電話確認でもまったく問題なしという判断をいたしましたのが、更なる皆様の審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

7番をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

5条の7番を報告します。2月27日に書類審査及び現地を確認を行いました。なお後日、受人は電話により、渡人は自宅に伺い、間違いがないことを確認いたしました。更なる皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

17番をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

2月27日に書類審査、そして現地調査を行いました。後日、電話で確認をいたしましたので、ご報告いたします。譲渡人、受人共に同じ集落に居住している方でして、譲渡人の方が建設業をしております。この譲渡人の居住している家の北側に登記が畑の雑種地がありまして、そこをお借りできないかということで問い合わせがあったそうです。譲受人は、資材置場として使用するようです。問題ないと思いますが、皆様のご協議をよろしく申し上げます。

議長

18番をお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。

18番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査並びに現地調査を行いました。申請地は、鬼怒川に近い住宅の北側にあたり、太陽光発電設備を予定しています。渡人の方々に後日電話で確認しました。申請地は、斜面の畑でもあり、高齢の皆さんで、これから管理が難しいとのこと。また、太陽光発電の業者は、既に何度か申請に出てきた専門の業者で、申請に間違いがないことを確認しました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 64 号を採決いたします。

議案第 64 号、受付番号 1 番から 17 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 64 号、受付番号 1 番から 17 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号 18 号を採決いたします。

議案第 64 号、受付番号 18 番は、30 a を超える農地転用事案となります。受付番号 18 番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 64 号、受付番号 18 番は、原案どおり許可相当として、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 65 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは同じく、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の 16 ページをご覧ください。議案第 65 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 3 月 13 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：一本松字元田、登記簿地目：田、現況地目：宅地、面積：33 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 105 m²、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市一本松。

申請地は、市立下館南中学校の南側約 650m、国道 294 号線の東側約 200m に位置する土地です。平成元年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

2番、一本松字一本松、田、宅地、284㎡、外1筆、合計2筆、合計面積773㎡、宅地、店舗敷地及び倉庫敷地、筑西市西方。

申請地は、国道294号線の西側約280m、県道筑西三和線沿いに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

3番、細田字地藏越、畑、宅地、216㎡、宅地、住宅敷地、埼玉県上尾市緑丘。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約370m、JR水戸線新治駅の南側約1.4mに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして課税証明書を添付し証明願が出されております。

4番、下野殿字西久保、畑、宅地、241㎡、宅地、住宅敷地、筑西市下野殿。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約350m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約1.2kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

5番、宮後字前畑、畑、宅地、72㎡、宅地、住宅敷地、筑西市宮後。

申請地は、県道東山田岩瀬線の東側約60m、県道下妻真壁線の北側約680mに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

1番、2番、4番について発表いたします。先月27日に書類審査をし、その後、現地確認を行いました。まず1番ですが、建物のある西側の道路から現地を見てみると、屋敷の西側に大小の古い小屋があり、50年以上は経過していると思われます。次に2番ですが、現地はガソリンスタンドがあり、もう1つの土地には、整備小屋と思われる建物がありました。2カ所とも40、50年は経過していると思われます。次に4番ですが、現地を確認しましたら、住宅敷地の中に案件の土地があるということですが、20年以上経過しており問題はないと思われます。以上、当案件1番、2番、4番の非農地証明は可能と思われますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

3番ですけど、3条の18番で申請があった隣接地です。3条でも説明したように、鉤の手を一直線に境界線を引いたために、貸付地だったんですけど。その当時ね。その方が住宅敷地として使用していることが、協和地区の委員全員の現地調査で確認できましたので、非農地証明書は可能かと思われます。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

寺内美雄
委 員

5 番、寺内が報告をいたします。

この案件はですね、先程 5 条の申請の 10 番にありました車両置場の受人の使用している土地であります。以前から借り入れをして、そこに家を建てていたんですけど、その畑の一部を宅地とて利用しており、更に建物自体もその一部にかかって、既に 20 年以上経っている状態でした。現地を見て、同行した農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんも仕様がなだらうということで、非農地証明を発行することについては妥当かと思えます。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 65 号を採決いたします。

議案第 65 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 65 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

ここで筑西市農業委員会会議規則第 21 条の規定により、議長を蓮沼農政企画審議会副委員長に交代いたします。

（議長交代）

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

議長指名により、議長を交代しますが不慣れですので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行したいと思います。

それでは、議案第 66 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、5 番議席 寺内委員、7 番議席 齊藤秀樹委員、10 番議席 秋山委員、12 番議席 赤城委員、14 番議席 宮崎委員、15 番議席 関口委員、18 番議席 栗島菊雄委員、20 番議席 水柿委員、21 番議席 高島委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

それでは、議案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案第66号、こちらの議案66号の別紙をお願いいたします。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙①の資料の2ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の総括表でございます。契約開始日令和5年4月1日からでございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。新規の契約ですが、3年未満、契約件数2件、筆数6筆、面積9,499㎡。3年以上6年未満、契約件数64件、筆数199筆、面積343,928㎡。6年以上10年未満、契約件数35件、筆数66筆、面積120,861㎡。10年以上、契約件数223件、筆数573筆、面積944,690㎡。合計、契約件数324件、筆数844筆、面積1,418,978㎡です。次に更新の契約です。3年未満、契約件数3件、筆数8筆、面積7,212㎡。3年以上6年未満、契約件数138件、筆数344筆、面積595,916㎡。6年以上10年未満、契約件数12件、筆数39筆、面積41,927㎡。10年以上、契約件数191件、筆数263筆、面積415,626㎡。合計、契約件数344件、筆数654筆、面積1,060,681㎡です。次に合計ですが、3年未満、契約件数5件、筆数14筆、面積16,711㎡。3年以上6年未満、契約件数202件、筆数543筆、面積939,845㎡。6年以上10年未満、契約件数47件、筆数105筆、面積162,788㎡。10年以上、契約件数414件、筆数836筆、面積1,360,316㎡。合計、契約件数668件、筆数1,498筆、面積2,479,659㎡です。次のページの、3ページから41ページの8行目までが新規分の明細でございます。41ページ9行目から71ページまでが再設定分の明細になっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上になります。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

只今、事務局より説明がありました。

ここでご質疑がありましたら、お願いします。

(13番 齊藤一弥 委員 挙手)

齊藤委員。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

今、ここに残っているのが10名。他の方は皆関係者で、除斥しているんですけども、このことは、規模拡大をしているということで、農業委員として相応しいことと喜んでおるところですが、賛否を取るのに半数以下の委員数になってしまいました。貸し借りの除斥、貸し借りですよ。売買ではなくて。これは、

規約で決まっているんですか。後日で結構ですけど、貸し借り、利用権、中間仮機構における貸し借りについては、除斥しなくてもいいように思うのですが。後で検討してください。以上です。

事務局
菊地課長

以前にもご質問いただいたこともあったのですが、農業委員会法で除斥と書いてあるということもあって、今まで続けてこのようなかたちでやっていたので、齊藤委員さんの意見を受けまして、再度、可能かどうかということ調べて、後日連絡させていただきたいと思います。

齊藤一弥
委員

できることであれば、貸し借りですから、さほど問題ある点はないと思いますので、これ以上また減ってくると本当に4、5人で採決するようになってしまいうんですよ。果たして、その4、5人でやっていいのか、悪いのかもありますから。まあ変更できる場合には、変更していただきたいと思います。よろしくご検討をお願いします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

はい、ありがとうございます。

(17番 宮山繁治 委員 挙手)

17番、宮山委員。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

今までこの農用地利用集積計画の総括表を出していただいていたのですが、最初から気になったのは、筆数がありますよね。私は、筆数って意外と関係ないかと思っているんですよ。これが規定であれば仕方ないのですが、私からすれば、件数、法人ならば1社、個人名ならば何名とか、そういった出しの方が意外と分かりやすいんですよね。筆数と言っても同じ隣で筆数が相当あるし、いくら2筆、3筆といってもそれは1筆と同じだという見方もあるんですよ。そういったことがもし可能であれば、筆数のわきに追加するなり、または筆数はどうなのかと私は思いますので、質問というよりは意見として、できなければ仕方ないのですが、取り入れられればいいかなと思っています。以上です。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

事務局。

事務局長

検討します。宮山委員が言われるように可能なのであれば。農用地利用集積計画なので筆数は出させていただいているのですが、様式的には任意の様式ですので、可能であれば、筆数の他に、所有者別の件数でよろしいですよ。

宮山繫治
委 員

はい。

事務局長

検討してまいります。

宮山繫治
委 員

よろしく申し上げます。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

他の委員の方、いかがでしょうか。

委 員

「異議なし」

蓮沼俊男
農政企画
審議会
副委員長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、先程の2件については、改めて事務局で検討させていただきますけれども、以上で質疑を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

議案第66号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第66号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、2番議席 柴委員、3番議席 栗島和子委員、5番議席 寺内委員、7番議席 齊藤秀樹委員、10番議席 秋山委員、12番議席 赤城委員、14番議席 宮崎委員、15番議席 関口委員、18番議席 栗島菊雄委員、20番議席 水柿委員、21番議席 高島委員の除斥を解きます。

午後3時10分 解除

ここで議長を交代いたします。皆様の協力によりまして、無事議長を終えることができました。ありがとうございました。

(議長交代)

議 長

次に、議案第67号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐及び農政課堀江主任よりご説明申し上げます。

議案書 20 ページをお願いいたします。議案第 67 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 5 年 3 月 13 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課から説明いたします。

堀江主任

農政課の堀江と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、議案第 67 号につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。変更の内容につきましては、お手元の総会資料 23 ページから 24 ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を 25 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。

1 番、筑西市市野辺地内の事業計画者による下平塚地内の畑、30 m²での店舗を目的とした除外申出となります。

2 番、筑西市上平塚地内の事業計画者による上平塚地内の畑、8,178 m²の内 500 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市上平塚地内の事業計画者による上平塚地内の畑、8,178 m²の内 1,956.6 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

4 番、東京都千代田区丸の内地内の事業計画者による上平塚地内の畑、2,975 m²での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

5 番、筑西市上平塚地内の事業計画者による上平塚地内の畑、1,196 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

6 番、筑西市飯島地内の事業計画者による小川地内の畑、375 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

7 番、筑西市小川地内の事業計画者による小川地内の畑、991 m²での普通畑を目的とした編入申出となります。

8 番、筑西市関本肥土地内の事業計画者による関本肥土地内の畑、2,721 m²での資材置場を目的とした除外申出となります。

9 番、筑西市藤ヶ谷地内の事業計画者による藤ヶ谷地内の畑、2,175 m²での農業用施設を目的とした編入申出となります。

10 番、筑西市谷永島地内の事業計画者による谷永島地内の田、1,950 m²の内 490 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区 7 件、関城地区 2 件、協和地区 1 件、合計 10 件の申出がありまして、このうち、田 490 m²、畑 8,762.60 m²、合計 9,252.60 m²を農用地区域から除外し、農業用施設用地として 2,175 m²を編入する方向で検討しております。なお、本総会以前に茨城県 及び 土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対し、同意の見込みとの意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。説明は、以上になります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員

長より審議の報告をお願い致します。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第67号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第67号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

議案第67号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第67号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、議案第68号「筑西市農業委員会の管理する個人情報の保護に関する規程の一部改正について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

お配りしております、別紙②をご覧ください。議案第68号、筑西市農業委員会の管理する個人情報の保護に関する規程の一部改正について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

令和5年4月1日より個人情報の取扱いに関する根拠規定が筑西市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に変わることから、農業委員会規程内における個人情報保護に関する規定の一部を改正するものでございます。別紙②新旧対照表をご覧ください。第1条について、「筑西市個人情報保護条例(平成17年条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。)第3条及び第47条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)」に、「情報公開条例及び個人情報保護条例」を「情報公開条例及び個人情報保護法」に改めるものでございます。第3条について農業委員会の管理する個人情報の保護に係る個人情報保護法の施行に関し必要な事項について

は、市長が保有する個人情報の保護の例によるものと改正するものでございます。第7条について「個人情報保護条例第16条」を「個人情報保護法第76条」に改めるものでございます。説明は、以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第68号を採決いたします。

議案第68号は原案どおり、筑西市農業委員会の管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第68号は原案どおり、筑西市農業委員会の管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正することに、決しました。

次に、日程第4、報告第56号から第60号を、事務局より説明願います。

事務局長

それでは、報告第56号から第60号を菊地課長、第60号を高島補佐によりご説明を申し上げます。

菊地課長

それでは58ページをお願いいたします。報告第56号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は13件です。

つづきまして、報告第57号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。自己住宅1件、車庫1件、合計2件です。

つづきまして、報告第58号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅5件、老人ホーム1件、駐車場2件、資材置場1件、合計9件です。

つづきまして、報告第59号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和5年3月13日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のペ

ージをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 11 件を含む 57 件です。以上でございます。

高島補佐

報告第 60 号、筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について、令和 5 年 3 月 13 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。報告第 60 号、資料の別紙③をご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、平成 28 年に農業委員会等に関する法律が法改正されたことにより、令和 3 年 5 月に作成いたしました。今回、地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。地域の強みを生かしながら農業委員と推進委員が連携して具体的な目標と推進方法、達成状況に対する評価方法等を新たに定めるもので、一部文言を見直すものでございます。新たに加えた部分ですが、遊休農地の解消、担い手への農用地利用集積、新規参入の促進に対する評価方法になります。まず遊休農地の発生防止解消の進捗状況につきましては、遊休農地の割合により評価することになります。次に、担い手への農地利用集積集約化については、農地の集積率により評価することになります。次に、新規参入の促進については、新規参入者の数により評価する事になります。そして、地域計画の目標を達成するための役割として、①日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、②農家への声かけ等による意向把握、③担い手への農地の利用調整やマッチング、④農地中間管理機構の活用の働きかけ、⑤地域計画の定期的な見直しへの協力、となっております。今後も、指針に沿って引き続き活動をお願いいたします。説明は、以上でございます。

菊地課長

説明の補足をさせていただきます。こちらは、以前に総会で審議をしていただいて、設定した指針となっておりますが、令和 5 年 3 月 13 日付となっております。今回、国の方で変更があり、文言が変わるということで説明させていただいております。文言が変わった所は、別紙資料 3 番の 6 ページからなんですけど、6 ページから 10 ページの所で、黒い部分は今までどおりの文書になっていまして、線で引かれているところが削除になって、赤で書かれている部分が新しく文言が変わった部分となっております。また、新たに赤字で加わった部分などもあります。このようなかたちで文言が変更になっておりまして、その変更したかたちが 1 ページから 5 ページになっておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 4 年度第 12 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年3月13日

議 長

署名委員

署名委員